

社会貢献活動の支援に関する条例及び岩手県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

社会貢献活動の支援に関する条例及び岩手県文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例

(社会貢献活動の支援に関する条例の一部改正)

第 1 条 社会貢献活動の支援に関する条例（平成10年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (庶務) 第19条 審議会の庶務は、 <u>政策地域部</u> において処理する。 | (庶務) 第19条 審議会の庶務は、 <u>環境生活部</u> において処理する。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

(岩手県文化芸術振興基本条例の一部改正)

第 2 条 岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (庶務) 第25条 審議会の庶務は、 <u>政策地域部</u> において処理する。 | (庶務) 第25条 審議会の庶務は、 <u>環境生活部</u> において処理する。 |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。